

地方からの提案個票

＜各府省第 1 次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
12	育児休業等の期間延長に係る手続の見直し	1～3
29	マイナンバー利用と個人情報保護の両立	4～34
30	郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し	35～40

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業等の期間延長にかかる要件緩和

提案団体

大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。

具体的な支障事例

現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。

本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。

また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。

また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪

府、豊中市、池田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、藤井寺市、島本町、玉野市、松浦市、宮崎市

○本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な把握が困難となっているだけでなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。

○本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。

また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げを繰り返す事例が多数発生している。

○本市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正の必要性がある。

○入所申込を受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。

育休(給付金の受給期間)を延長するために申込みした者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても(入所決定した以上)入所保留通知書の発行はできず、育休(給付金の受給期間)の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。

○本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。

本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。

○本市においても、復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり、申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており、事務負担の増、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。

このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。

○本市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。

今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。

○育児休業等の延長のために保育所の入所申込をする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。

○本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。

入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。

○育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業が取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。

上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。

事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。

○本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障を生じている。

○現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にとっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入

所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。

○無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改革が必要と考える。

○府内市町村からも賛同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。

○本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。)

育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。

○本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。

○育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が多く見受けられ、本来入所できていた子どもが入所できない状況が発生している。

そのため、事務の負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。

各府省からの第1次回答

○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れなかった場合には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。

○保育所に入れなかった証明としては、入所保留通知書の提出を求めているが、これは、給付の受給要件を満たすか否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号記載の住民票の取扱い

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。

具体的な支障事例

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。

代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。

根拠法令等

番号法第15条及び第19条

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市

○当市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。

成年被後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めるケースがあり、事務処理要領に拠って直接交付を行わず、請求者本人あてに郵便で送付する取扱いを行っている。その際に、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟な対応」を求める成年後見人の声もある。

また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送不要郵便で送るため、転送先へは送れず返戻されてしまうといったケースも多々生じている。

○法定代理人や後見人、療育手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を受領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当者宅に出向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減すると思われる。それと共にマイナンバーによる手続きについては、できる限り最小限に抑えていただきたい。

○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。

○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例（認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース）も多く、対応に苦慮しているところ。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおりうると懸念される。」が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。

○当市でも同様の対応で実施している。

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。

○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮したことがある。

○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人（被後見人）あてに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求をした場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。

このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。

また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得難く、対応に苦慮している。

○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から宛所なしで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。

○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なのか疑問がある。

また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求める必要はないと思われることから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。

○親族以外の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服としてトラブルとなった事例があった。

後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人あてに住民票を郵送する場合のほうが事務が煩雑になる恐れがあると考えられる。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

○代理人が取得を希望する例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等、請求者本人が窓口に来ることができない場合等、現行制度では、請求者本人住所地宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求は拒否できないため、申請人住所地に送付せざるを得ない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。

番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-B) 特に一度上記運用で

通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その時に上記運用上の矛盾を指摘された。 マイナンバー入りの住民票の発行につ

いては、事務処理要領2-(1)-イ-(エ)の運用を適用すべきと考える。

○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けたが、直接交付ができず被後見人の住所への郵送を行う旨を伝えたと、被後見人は郵送されても受け取れるだけの責任能力がない、法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに対し苦情があった。

また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多くなっている。遠方から来ている代理人もおり、窓口での説明や、戻ってきた分についてのその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。

仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。

よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号	20	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

個人番号記載の住民票の取扱い

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。

具体的な支障事例

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。

代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。

根拠法令等

番号法第15条及び第19条
住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市

○当市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。

成年被後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めるケースがあり、事務処理要領に拠って直接交付を行わず、請求者本人あてに郵便で送付する取扱いを行っている。その際に、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟な対応」を求める成年後見人の声もある。

また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送不要郵便で送るため、転送先へは送れず返戻されてしまうといったケースも多々生じている。

○法定代理人や後見人、療育手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を受領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当事宅に出向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減すると思われる。それと共にマイナンバーによる手続については、できる限り最小限に抑えていただきたい。

○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。

○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例（認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース）も多く、対応に苦慮しているところ。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおりうると懸念される。」が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。

○当市でも同様の対応で実施している。

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。

○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮したことがある。

○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人（被後見人）あてに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求をした場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。

このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。

また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得難く、対応に苦慮している。

○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から宛所なしで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。

○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なのか疑問がある。

また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求めるとは思われないことから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。

○親族以外の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服とトラブルとなった事例があった。

後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人あてに住民票を郵送する場合のほうが事務が煩雑になる恐れがあると考えられる。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

○代理人が取得を希望する例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等、請求者本人が窓口に来ることができない場合等、現行制度では、請求者本人住所地宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求は拒否できないため、申請人住所地に送付せざるを得ない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。

番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-イ(エ)-B)

特に一度上記運用で通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その時に上記運用上の矛盾を指摘された。マイナンバー入りの住民票の発行については、事務処理要領2-(1)-イ(エ)の運用を適用すべきと考える。

○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けたが、直接交付ができず被後見人の住所への郵送を行う旨を伝えたところ、被後見人は郵送されても受け取れるだけの責任能力がない、法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに対し苦情があった。

また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多くなっている。遠方から来ている代理人もおり、窓口での説明や、戻ってきた分についてのその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。

仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。

よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	20	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

個人番号記載の住民票の取扱い

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。

具体的な支障事例

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。

代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。

根拠法令等

番号法第15条及び第19条
住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市

○当市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。

成年被後見人の確定申告を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めるケースがあり、事務処理要領に拠って直接交付を行わず、請求者本人あてに郵便で送付する取扱いを行っている。その際に、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟な対応」を求める成年後見人の声もある。

また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送不要郵便で送るため、転送先へは送れず返戻されてしまうといったケースも多々生じている。

○法定代理人や後見人、療育手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を受領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当事宅に出向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減すると思われる。それと共にマイナンバーによる手続については、できる限り最小限に抑えていただきたい。

○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。

○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例（認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース）も多く、対応に苦慮しているところ。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱いのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおりうると懸念される。」が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。

○当市でも同様の対応で実施している。

代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。

○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮したことがある。

○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人（被後見人）あてに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求をした場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。

このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。

また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得難く、対応に苦慮している。

○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から宛所なしで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。

○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なのか疑問がある。

また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求めるとは思われないことから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。

○親族以外の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服とトラブルとなった事例があった。

後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人あてに住民票を郵送する場合のほうが事務が煩雑になる恐れがあると考えられる。

○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

○代理人が取得を希望する例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等、請求者本人が窓口に来ることができない場合等、現行制度では、請求者本人住所地宛てに郵便等で送付している。

民法に規定のある制限行為能力者についても同様に扱うのでは、利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求は拒否できないため、申請人住所地に送付せざるを得ない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。

しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。

法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。

直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。

○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。

番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-B)

特に一度上記運用で通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その時に上記運用上の矛盾を指摘された。

マイナンバー入りの住民票の発行については、事務処理要領2-(1)-イ-(エ)の運用を適用すべきと考える。

○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けたが、直接交付ができず被後見人の住所への郵送を行う旨を伝えたところ、被後見人は郵送されても受け取れるだけの責任能力がない、法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに対し苦情があった。

また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多くなっている。遠方から来ている代理人もおり、窓口での説明や、戻ってきた分についてのその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。

仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。

よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号	31	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化

提案団体

千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成 25 年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。
あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)

具体的な支障事例

【ガイドラインに示される事務フロー】

多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、

- ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施
- ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会
- ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定

することが「できる」とされている。

この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ている場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。

【支障事例】

上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。

- ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。
- ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。

根拠法令等

住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市

○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。

○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。

○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。

必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。

また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。）

※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。

○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー（個人番号）を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。

○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者（隣人）が推測し得る状況となる。

○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。

総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。

このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。

○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。

住基ネットで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。

現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。

○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。

○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。

情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出」し、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。

① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて

マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本

人確認情報…の提供を求め」ることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。

② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて

マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。

○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号	31	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化

提案団体

千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

<p>「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成 25 年 8 月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。</p> <p>あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)</p>
--

具体的な支障事例

【ガイドラインに示される事務フロー】

多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、

- ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施
- ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会
- ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定

することが「できる」とされている。

この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。

【支障事例】

上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。

- ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。
- ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。
--

根拠法令等

住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市

○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。

○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。

○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。

必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。

また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。）

※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。

○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー（個人番号）を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。

○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者（隣人）が推測し得る状況となる。

○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。

総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。

このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。

○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。

住基ネットで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。

現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。

○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。

○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。

情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。

① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて

マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本

人確認情報…の提供を求め」ることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。

② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて

マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。

○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	31	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化

提案団体

千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

<p>「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。</p> <p>あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)</p>
--

具体的な支障事例

【ガイドラインに示される事務フロー】

多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、

- ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施
- ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会
- ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定

することが「できる」とされている。

この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。

【支障事例】

上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。

- ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。
- ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。
--

根拠法令等

住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市

○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。

○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。

○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。

必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。

また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。（システム面の改修を含む。）

※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。

○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー（個人番号）を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。

○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者（隣人）が推測し得る状況となる。

○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。

総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。

このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。

○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。

住基ネットを取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。

現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。

○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。

○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増となっている。

情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、総務省】

○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。

① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて

マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本

人確認情報…の提供を求め」ることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。

② 住基ネットで検出された同一住所の者を情報照会することについて

マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人情報…の提供を求め」ることとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。

○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号	156	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。
また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。

具体的な支障事例

死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。
また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法第12条及び第12条の3。住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-(カ)及び第2-4-(3)-①-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市

○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査しできる限り最小限に抑えていただきたい。
○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引き続き要請を行っていきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていききたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第1次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。
また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。

具体的な支障事例

死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。
また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条及び第 12 条の 3。住民基本台帳事務処理要領第 2-4-(1)-①-ア-(カ)及び第 2-4-(3)-①-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市

○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査できる限り最小限に抑えていただきたい。
○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていきたい。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていききたい。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。

○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていききたい。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民が負担を感じる事のない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討

提案団体

大村市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

- ①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。
- ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。

マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に応じていない。

【支障事例】

現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しが出来ない。

マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。

これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。

○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果

郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが確実となる。

○郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果

市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなく面でエリアをカバーすることができ、住民負担の軽減に繋がる。

(暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 13 条～第 16 条
 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ-(エ)
 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、三条市、多治見市、八尾市、徳島市、宇和島市、北九州市、筑後市、芦屋町、島原市

○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来られるケースが多い。

この時、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。

○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真付身分証明書を所持していない人もいるため、本人限定受取郵便での発送が可能となれば交付促進につながる。また、市町村職員が出向き本人確認をして暗証番号を設定依頼書の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能とはなっているが、実際には職員の負担が大きく代理人にも立会いを求めることになっているため相当の負担がかかっている。

○顔写真付の本人確認書類を所持しておらず、本人の来課が入院等により困難な場合は、職員が出向き本人確認を行っている。しかし、公用車の都合等で訪問日時の調整が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市町村の事務の効率化に資する。

○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類が最低 1 点は必要であり、さらに申請者本人の出頭が困難であることの証明書類が必要である。

個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いにも関わらず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながらない一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないかと。

○今後、マイナポータル等でのネット申請など用途が広がっていくことを鑑みると、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると考えられる。したがって、照会書兼委任状のほか、本人確認書類を複数用意いただく等、対応できるような見直しができるとうれしい。

○①について、本市においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。」と同様に生じており、「市民の方から、『マイナンバーカードの受取がしたいのにできない。』といった苦情を受ける。」といった事務負担を招いている。

そのため、「①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。」といった提案の趣旨に賛同します。

○本人が病気ややむを得ない事情によりマイナンバーカードの受取の来庁が困難な場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付きの身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付きの身分証明を1枚も持っていないため、写真付き身分証明が欲しい人の申請も多く、また、高齢者の申請も多い。このような人たちは、来庁が困難な場合、代理受取を希望するが、結局受取には写真付きの身分証明が必要で、受取をあきらめなければならないのか、という苦情もあり、対応に苦慮している。

○企業訪問により、勤務地経由申請で申請を受け付けたものの、申請者が顔写真付身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取りをお願いした事例があった。

○そもそも顔写真付きの証明書がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書も求めることはおかしいのではないかとのご意見もいただくことも多く苦慮している。病院等に職員が出向き、交付するなどの対応することも可能とはなっているが、病院等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。

○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが不可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。

左記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がるとともに、交付率の向上にも寄与するものと考え。

○(1)当市においても、入院等でやむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真付の公的身分証明書がない場合は、交付ができない。市区町村としても普及・促進を目指すため入院先等へ出向き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真付の公的身分証明書がない場合の対応に苦慮している。

(2)マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考える。

○入院等でやむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続きにおいて、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要望すれば、直接自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいだけでなく、住民の負担にもなっている。

マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討されたい。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【総務省】

代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。

個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。

個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	290	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

住民が負担を感じる事のない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討

提案団体

大村市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

- ① 交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。
- ② 新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に応じていない。

【支障事例】

現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。

マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。

これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。

○ 交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果

郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが確実となる。

○ 郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果

市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなく面でエリアをカバーすることができ、住民負担の軽減に繋がる。

(暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条
 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ(エ)
 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、三條市、多治見市、八尾市、徳島市、宇和島市、北九州市、筑後市、芦屋町、島原市

○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来られるケースが多い。
 この時、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。
 ○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真付身分証明書を所持していない人もいるため、本人限定受取郵便での発送が可能となれば交付促進につながる。また、市町村職員が出向き本人確認をして暗証番号を設定依頼書の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能とはなっているが、実際には職員の負担が大きく代理人にも立会いを求めることになっているため相当の負担がかかっている。
 ○顔写真付の本人確認書類を所持しておらず、本人の来課が入院等により困難な場合は、職員が出向き本人確認を行っている。しかし、公用車の都合等で訪問日時の調整が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市町村の事務の効率化に資する。
 ○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類が最低1点は必要であり、さらに申請者本人の出頭が困難であることの証明書類が必要である。
 個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いに関わらず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながらない一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないかと。
 ○今後、マイナポータル等でのネット申請など用途が広がっていくことを鑑みると、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると考えられる。したがって、照会書兼委任状のほか、本人確認書類を複数点用意いただく等、対応できるような見直しができるとうれしい。
 ○①について、当市においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。」が同様に生じており、「市民の方から、『マイナンバーカードの受取がしたいのにできない。』といった苦情を受ける。」といった事務負担を招いている。
 そのため、「①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。」といった提案の趣旨に賛同します。
 ○本人が病気ややむを得ない事情によりマイナンバーカードの受取の来庁が困難な場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付きの身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付きの身分証明を1枚も持っていないため、写真付き身分証明が欲しい人の申請も多く、また、高齢者の申請も多い。このような人たちは、来庁が困難な場合、代理受取を希望するが、結局受取には写真付きの身分証明が必要で、受取をあきらめなければならないのか、という苦情もあり、対応に苦慮している。
 ○企業訪問により、勤務地経由申請で申請を受け付けたものの、申請者が顔写真付身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取りをお願いした事例があった。
 ○そもそも顔写真付きの証明書がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書も求めることはおかしいのではないかとのご意見もいただくことも多く苦慮している。病院等に職員が出向き、交付するなどの対応することも可能とはなっているが、病院等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。
 ○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが不可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。

左記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がるとともに、交付率の向上にも寄与するものと考ええる。

○(1) 当市においても、入院等でやむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真付の公的身分証明書がない場合は、交付ができない。市区町村としても普及・促進を目指すため入院先等へ出向き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真付の公的身分証明書がない場合の対応に苦慮している。

(2) マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考える。

○入院等でやむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続きにおいて、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要望すれば、直接自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいだけでなく、住民の負担にもなっている。

マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討されたい。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。

【総務省】

代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。

個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。

個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。